

事務事業の概要	検出事項	監査の結果									
<p>1 大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）指定管理業務の再委託先（A社）の事業について</p> <p>(1) 受託事業 平成6年の開設当初より、一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団から、ホール舞台設備操作業務を受託。現在は、ドーン運営共同体より受託。</p> <table border="1" data-bbox="231 583 1009 945"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成25年4月1日から平成26年3月31日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>10,395千円</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>ホール利用に係る舞台、音響、照明、映写関係の技術対応及び舞台設備等の点検整備 仕様書上、「ホール利用時には技術者3名を配置すること」が要求されている。</td> </tr> <tr> <td>施設等の利用</td> <td>契約書 第6条 ドーン運営共同体は委託業務を遂行するために必要な施設、機械、備品等を指定し、これらをA社に無償で使用させるものとする。</td> </tr> </table> <p>(2) 独自事業 A社は、独自事業（以下「A社独自事業」という。）として以下の事業を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="281 1176 926 1291"> <tr> <td>舞台・音響・照明関係の技術対応 ホールの吊り看板・立て看板の設営 式次第・カラーフィルター・盛花等の調達</td> </tr> </table> <p>(3) 利用料金表について A社がホール利用者と打合せをする際に使用するホール利用打合せ表（以下「料金表」という。）の中に、受託事業とA社独自事業の料金が併記されている。</p>	契約期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日	契約金額	10,395千円	業務内容	ホール利用に係る舞台、音響、照明、映写関係の技術対応及び舞台設備等の点検整備 仕様書上、「ホール利用時には技術者3名を配置すること」が要求されている。	施設等の利用	契約書 第6条 ドーン運営共同体は委託業務を遂行するために必要な施設、機械、備品等を指定し、これらをA社に無償で使用させるものとする。	舞台・音響・照明関係の技術対応 ホールの吊り看板・立て看板の設営 式次第・カラーフィルター・盛花等の調達	<p>1 ホール利用者の料金表について</p> <p>(1) 受託事業とA社独自事業が同一の料金表に併記されている。</p> <p>(2) A社独自事業の人件費の請求については、府受託事業で見られている3名分の人件費と別にかかることがわかるように料金表に記載されていない。</p> <p>2 A社は、ドーンセンター内で受託事業とA社独自事業の双方を実施している。契約書では、「委託業務を遂行するために必要な施設をA社に無償で使用させる」となっており、現状は、A社が利用しているスペースは全て無償となっている。</p>	<p>1 ホール利用者に対して、A社独自事業を注文する場合、必ずA社を利用しなければならないとの誤解を与えるのは問題であり、また人件費についても利用者にとってわかりにくい説明となっていることから、料金表の記載を改める必要がある。</p> <p>2 委託業務とA社独自事業の活動実態や施設の使用状況を把握しないままに無償としていることは問題であり、早急にA社の活動実態を確認する必要がある。</p>
契約期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日										
契約金額	10,395千円										
業務内容	ホール利用に係る舞台、音響、照明、映写関係の技術対応及び舞台設備等の点検整備 仕様書上、「ホール利用時には技術者3名を配置すること」が要求されている。										
施設等の利用	契約書 第6条 ドーン運営共同体は委託業務を遂行するために必要な施設、機械、備品等を指定し、これらをA社に無償で使用させるものとする。										
舞台・音響・照明関係の技術対応 ホールの吊り看板・立て看板の設営 式次第・カラーフィルター・盛花等の調達											
事務事業を所管する府民文化部の見解											
<p>ホール利用打合せ表の表記については、利用者に誤解を招かないよう、打合せ表の様式からA社の独自事業を分離して作成する。また、A社が使用している「待機場所」は、ホールでの長時間に及ぶイベントの前後において、舞台の設備・備品の準備や点検整備、イベント開催中のトラブル対応などのため、指定管理業務の一環としてドーン運営共同体が提供しているものであるが、A社の使用実態等をさらに確認のうえ、適正な業務運営を進める。</p>											
委員意見											
<p>再委託手続や必要書類の入手について不備があるなどドーンセンターの運営実態について、正確な把握がなされていないことは極めて遺憾であり、今後は、指定管理者まかせにすることなく、ドーンセンターの設置目的である「男女共同参画施策及び青少年活動の拠点施設として様々な事業を実施」できるよう、府としての主体性を発揮し、指定管理者を適切に指導されたい。</p>											

措置の内容

1 ホール利用打合せ表について

ホール利用打合せ表の表記については、利用者に誤解を招かないよう、打合せ表の様式からA社の独自事業を分離した。また、独自事業の人件費は、受託事業でみられている3名分の人件費とは別途必要な場合がある旨を記載した。

2 A社の受託事業と独自事業における利用スペースについて

監査の指摘を受け、ドーンセンターに赴き現状確認を行い、ドーン運営共同体に対し、聞き取りをした結果、現在A社が待機場所として使用しているスペースでは、A社の独自事業は、一切行っていないことを確認した。また利用者が、受託事業と密接に関連するA社の独自事業を希望する場合、その打合せを3階の受付内スペースにおいて利用者・指定管理者・A社の3者で実施しているが、本府財産活用課に確認したところ、A社が独自事業を当該スペースで常時実施しているものではなく、また独自事業が本府からの受託事業に密接に関連していることから、「施設の有効利用に資するものである」と判断でき、A社に行政財産の使用許可を与えて使用料を徴収する必要はないとの見解であった。